科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 28 年 6 月 19 日現在

機関番号: 32647

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2013~2015

課題番号: 25380787

研究課題名(和文)保育ママが働きやすい環境モデルの構築

研究課題名(英文) Establishment of Working Environment Model for Home Daycare Providers (Hoiku-mama)

研究代表者

細井 香(HOSOI, KAORI)

東京家政大学・その他部局等・准教授

研究者番号:90383405

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,700,000円

研究成果の概要(和文):子ども・子育て支援新制度が施行され、家庭的保育事業への新たな財政支援が行われ、保育の場の拡充が図られている。しかし家庭的保育者の働く環境が守られなければ、質の高い保育を保障することはできない。本研究では、新制度移行前後における家庭的保育者の労働環境の実態と、精神的・身体的負担感に関する調査を実施した。その結果、家庭的保育者は、職務満足度は高いものの、生活習慣の乱れや身体的・精神的負担感が高い傾向にあり、労働環境としては過重な労働時間,休暇保障,欠員対策,緊急一時預かり体制の4つの問題点が明らかとなった。改善策として、事業の透明性と市区町村の格差是正、個々の希望にそった受託条件等があげられる。

研究成果の概要(英文): With the enforcement of the Comprehensive Support System for Children and Child-rearing, financial support has been provided to home daycare services, and efforts have been made to expand the childcare system. However, service quality cannot be maintained unless work environment of home daycare providers is protected. In this study, I surveyed their actual work environment and their mental/physical burdens before and after the enforcement of the Comprehensive Support System. As a result, it was found that although their job satisfaction is high, there is a tendency that their lifestyles are disordered and their mental/physical burdens are large. As for their work environment, four problems were found: working hours, guaranteed day off, measures for personnel shortage, and temporary childcare system in emergency. As remedial measures, ensuring transparency of business, rectifying disparities among municipalities, setting terms meeting each provider's request, etc. can be considered.

研究分野: 保育者の労働環境

キーワード: 家庭的保育者 労働環境 質問紙調査 身体的負担感 精神的負担感

様 式 C-19、F-19、Z-19(共通)

1.研究開始当初の背景

2011 年度の合計特殊出生率は 1.39 人であり、我が 国は深刻な少子化問題を抱えている。これに対し、国 は具体的な対策として、「子ども・子育て新システム」 の検討を進め、関連法案が8月に制定された。少子化 の直接的な原因として、晩婚化・晩産化があげられる が、結婚をしない理由、結婚をしても子どもを持たな い理由には、子育てに伴う経済的負担と、子育て支援 サービスが種類・量ともに足りていないなどの理由が 挙げられている(こども未来財団「子育てに関する意 識調査」より)。現在、就労女性の増加に伴い、平成9 年以降、片働き世帯を超えて共働き世帯が 1012 万世 帯にのぼっている(総務省「労働力調査」より)。この ような時代であるからこそ、働きながら、安心して子 どもを産み育てられる環境が整備されれば、もっと若 者が安心して結婚でき、子どもを持つことができる社 会になると考える。また、共働き世帯も家族計画とし て第2子、第3子を産む選択肢が広がるであろう。

現在、国は、保育対策等促進事業(2008年6月9 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)により、 依然として 24,000 人を超える (2011 年 4 月時点) 待 機児童対策の一環として、家庭的保育事業の実施を促 進している。家庭的保育事業とは、自分の居宅その他 の場所で、乳児または幼児を預かり保育を行うもので ある。保育を行うにあたっては預かり場所および家庭 的保育者(呼称:家庭福祉員、保育ママ)としての要 件を満たし、認定を受ける必要がある。しかし現況報 告書(東京都家庭福祉員の会、多摩地区家庭福祉員の 会)によると、市区町村によって認定の要件や実施基 準、体制整備の実態(補助金、保険、研修制度、保育 園との連携体制、休暇取得時の支援体制など)には地 域差が生じている。例えば、補助金でみると 150,000 円から 70,000 円の違いがみられるが、この差を説明す るための一定の基準が示されていないため、不平等感 からくる保育ママの精神的負担を増長させている。

働く女性が安心して子どもを産み育てていくためには、子どもの預け先の確保は最重要課題である。しかし財政難の現状においては、待機児童を解消させるだけの保育所の整備には時間とコストがかかるため、現状としては、保育所の補間的役割として「保育ママは、今後すます利用者が増え、質・量ともに伸びていくことが予測される。しかしその一方で、保育ママとして働く人たちの労働条件においては、支援体制に地域差が予測される。しかしるの一方で、保育ママとして働くしており、地域によっては「休みがとりにくい」、「張立しやすい」、「行政によって待遇に違いがある」など精神的、身体的に負担感が大きいとの実態がある。

これまでの「保育ママ」に関する研究は、諸外国(フランス、イギリス、ノルウェイ、ソウル、バンコクなど)における子育て支援や社会制度との比較において取り上げられている研究がほとんどであり(原田 2010、堤 2009、池谷 2009、小谷 2009)、我が国の家庭的保育事業制度の実態や保育ママの労働環境に着目した研究は行われていない。また家族社会学の視点から、保育ママへのインタビュー調査を実施している研究も存在するが、保育ママの労働環境に目をむけたものでなく、ケアの提供者としての意識や仕事のやりがいなど、保育ママの役割、存在論に関するものである。他には、保育ママの役割、存在論に関するものである。他には、保育ママの役割、存在論に関するものである。他には、保育ママの役割、存在論に関するものである。他には、保育ママの後割、存在論に関するものである。他には、保育ママの後割、存在論に関するものである。の労働環境に目を向け、保育ママが抱える精神的、身体的負担感やストレス等に着目した研究は、これまで

実施されてこなかった。

家庭的保育事業は、2008年に児童福祉法が改正されるまで、自治体独自の保育サービスでしかなかった。しかし今では国の事業として正式に位置づけられており、事業・制度の在り方に関するこれまでの議論の段階から、制度の見直し、改善の時期にきているものと考える。

今後ますます 0 歳児保育の補間的役割の中核を担い、その質・量ともに拡充が見込まれる「保育ママ」の労働環境の実態を把握し、保育ママが抱える精神的・肉体的負担感の度合い及び、これらを規定する要因を環にすること、そのうえで保育ママが働きやすい環境モデルを構築することは重要と考える。このことが機管で困っている子育ではないだろうか。安らして子どもでいる場所が増えれば、これから子を産みスにでいる場所が増えれば、これからよう。フいる場所が増えれば、これがらあるう。フいる場所が増えれば、これがらようでとで、であるともに成果を出しているとと同様に、我が国も、現在の家庭的保育事業を再ているとと同様に、我が国も、現在の家庭的保育事業を再を見し、その制度の下で働く人々の実態を明確にするとで、改めてこの事業の成果が出てくると考えた。

2.研究の目的

現在、子ども・子育て新制度において、都市部などで保育の受け皿確保を進めるため、家庭的保育事業にも新たに財政支援を行い、家庭的保育事業の拡充を図っているところである。しかし、いくら制度の拡充を図っても、その制度の下で働いている保育ママが、安心して働ける環境におかれていなければ、子どもへの質の高い保育を保障することはできない。本研究では、1)保育ママの労働環境(雇用条件、実施基準、体制整備等)の実態解明、2)保育ママが「安心して働ける環境づくり」のモデル案を構築することを目的とする。

3.研究の方法

1)家庭保育事業の実態調査

行政資料の収集

地域差の生じている家庭的保育事業の実施基準や要件、人数、体制整備などの実態を、現況報告書、その他行政資料により調査し、地域差の論拠を求める。*対象地域:東京都23区

2)保育ママへの精神的・身体的負担感に関する調査 保育ママへの自記式質問紙調査を実施し、精神的・ 身体的負担感の実態を調査する。

*対象地域及び人数:東京都家庭的保育者の会会員計 145 名

4. 研究成果

(1)家庭保育事業の実態調査

東京都における家庭的保育事業に関する地域間格 差の現状分析とその要因

. 研究方法

東京都 23 区における家庭的保育事業に関する地域間格差の現状とその要因を分析するために、「家庭的保育事業に関するデータ」、「各区の経済力指標」、「人口規模」、「保育力指標」を収集し分析した。具体的には、「家庭的保育事業に関するデータ」として家庭的保育

事業費、家庭的保育者数、利用児童数を、各区の「経済力指標」として歳入、歳出(普通会計)民生費、児童福祉費を、「人口規模」として総人口、0歳児、1歳児、2歳児の各人口、年少人口、生産年齢人口、老年人口を、保育力指標として保育所数、保育所定員数、保育所入所児童数、保育所充足率、待機児童数、就学前児童数、保育サービス利用児童数を収集した。

*使用したデータ:特別区決算状況(東京都)、住民基本台帳による東京都の世帯と人口(東京都)保育サービス利用状況等について(東京都)福祉・衛生統計年報(東京都)一般会計および家庭的保育事業費(H19時点では家庭福祉員費)については、各区の予算執行の実践報告書や決算書より収集したものを用いた。

. 分析結果

・家庭的保育者数の比較

比較する年度は、改正児童福祉法(平成20年)の影響を受けていない平成19年度のものと施行年度である平成22年度のデータを用いた。改正前(H19)から家庭的保育事業を導入している区は23区中18区であり、施行年度(H22)には20区に増えていた。平成19年度以降に事業を導入した区は、豊島区と品川区である。施行年度(H22)時点で事業を実施していない区は、渋谷区、千代田区、港区の3区であるが、千代田区は平成24年11月より保育所型(非営利団体への委託)を開始した。

家庭的保育者数が改正前(H19)から施行年度(H22)で増加した区は16区、減った区は3区、増減なしが1区であった。児童福祉法の改正を受け、待機児童対策の一環として家庭的保育事業を拡充した区が多いといえる。

・家庭的保育事業費の比較

改正前(H19)では、1人あたりの家庭的保育事業費の平均年額は319万2306円であり、事業費の1番多い北区では年額約520万円、1番少ない足立区では年額約200万円であった。施行開始年度(H22)では、平均年額は351万2091円であり、1番多い世田谷区で年額約608万円、1番少ない江東区で年額約220万円であった。改正前より施行年度では18区のうち14区で事業費が増額されていた。一方、江東区、目黒区、北区、江戸川区の4区では減額されていた。

・家庭的保育者数と待機児童との関係

家庭的保育事業は、保育所の補完的役割(待機児童対策の一環)として活用されてきた経緯がある。そこで図2では、家庭的保育者1人あたりの0~2歳児人口と待機児童の関係を見た。

飛び抜けて家庭的保育者1人あたりの0~2歳児人口が多い品川区は、平成22年度より家庭的保育事業を導入し、当時保育者数が1名であったことが影響している。(補足:その後、品川区は保育所(事業所)型を増やしている。)家庭的保育者数の多い上位5区は、江戸川区、足立区、荒川区、板橋区、墨田区であった。待機児童の多い上位5区は、世田谷区、練馬区、板橋区、足立区では、保育の補完として家庭的保育事業へも力をいれていることが覗えた。荒川区は、他区に比べて待機児童数が少なく家庭的保育者数も多い区であった。(補足:江戸川区は、区の方針で、公立保育園での0歳児保育を実施しない代わりに、保育ママ事業を強化している)

・考察

本研究は、東京都における家庭的保育事業の地域間

格差の現状を知り、その格差の要因が何かを探ることが目的であった。重回帰分析の結果では、家庭的保育事業費と、0~2歳児人口、総人口1人あたりの歳出、民生費との関連が認められた。しかし、各指標のデータを見ていると、人口の割合や財源の違い、それぞれの区での重点施策など、様々な要因が複雑にからみあっていることが見て取れる。家庭的保育者が、市区町村間での補助金の不平等さや支援体制の違いに不満や不安を抱えていることも事実であり、一定の基準を作ることも必要であるため、区の特性を踏まえたうえでの平等な体制づくりが望まれる。

家庭的保育者からみた支援体制の実態について

. 方法

・調査対象

東京都家庭的保育者の会会員 103 名(発送 145:回収率 71%)

・実施時期および方法

調査時期は2013年9月。調査は無記名自由記述式調査票を用いて郵送にて配布し、回収は各自が所定の封筒を使用して郵送で返信した。

・調査項目

属性、家庭的保育者の経験年数、希望継続年数、認定 条件、受託児数、労働時間、一時保育や緊急体制の整 備、補助者雇用の有無、補助金額、研修参加、欠員対 策の有無など

. 結果

属性:平均年齢 53.9±8.7 歳(30-68 歳) 経験年数平均年数 10.1年±6.6、0-32年

・労働時間の問題

労働時間については、約8割の保育者が1日8時間 以上、週40時間以上働いていて、そのうち約3割の方 が1日10時間以上働いていた。なかには土曜日も保育 をしているため、週に1日しか休みがなく、週の労働 時間が 60 時間以上になってしまうという保育者もい た。保育時間に関しては、厚生労働省が定めた「家庭 的保育事業ガイドライン」では、「保育時間は1日8時 間を原則とし、乳幼児の保護者の就労状況その他家庭 の状況、家庭的保育者の状況等を考慮して、保育実施 日及び保育時間を市町村が定めること」としている。 さらに児童福祉法 24 条においては、保育に対する需要 の拡大など保育所での保育が行えない場合には、家庭 的保育事業等による保育を行うことと定められており、 家庭的保育は保育所の補完的役割とされている。その ため、市区町村の多くが、保護者の就労状況にあわせ て、家庭的保育者にも保育所と同様に、土曜日保育を 実施するよう求めることとなり、結果的に、家庭的保 育者が過重な労働を強いられてしまうといった実態が 家庭的保育者は、個人事業主でもあるため、 ある。 保育所のような交替勤務ができず、一般の企業や保育 所のような残業代もなく、市区町村によっては、土曜 日保育の保育料(あるいは補助金)がもらえず、週5 日保育も週6日保育も、同等の補助金額であるといっ た実態も明らかとなった。

・休暇の問題

休暇については、先に述べた土曜日保育を実施している保育者においては、週に1日しか休みがとれておらず、また土日・祭日以外の休みにおいても、保育者の約半数が、慶弔のための休みが取れていない実態があった。休暇をとりたくても、保護者の休みが取れず、親友の結婚式や知人のお葬式にも行けなかったなどの

声があげられていた。また、年休や夏休み、年末年始など、たとえ休める制度があったとしても、実際は保護者の都合もあるため、「なかなか休みが取りにくい」との回答も多くあげられていた。家庭的保育者は、休日が取りにくいだけでなく、労働時間が長く、一人で保育をしている場合には、休憩もとれない労働環境にある。したがって、「体調が悪くても病院に行けない」、「銀行や郵便局に行けない」、「検便も出せない」、そして「リフレッシュの時間がとれない」など、不便さを訴える回答が多くあげられていた。

一方で、保育の質の向上が求められる時代でありな がら、休みが取れないなどを理由に約4割が「研修に 参加できない」と回答していた。近年の保育の動向か ら、保育の内容や、保育の質、サービスに対する、家 庭的保育者への要求は高くなる一方であるにもかかわ らず、現状の体制では、保育者の時間的制限が多く、 保育に工夫をこらしたり、新しい課題にチャレンジす るなど、保育の内容や質を高めることが難しい状況に あった。市区町村によっては、預かる子どもの数が3 人であっても、補助者雇用に対する補助金を出してい たり、保育者が保育できないときには、代わりに補助 者が代替え保育できる区もある。しかし家庭的保育者 の会が発行している「H25 現況報告書」によれば、ま だ3分の1の区で補助者に対する補助金が出ていない。 今回の調査結果では、約9割の保育者が、3人以下の 定員の場合にも補助金が必要だと答えていた。しかし 実際は、補助金をもらっていてもその約7割が、現在 の補助金額に満足していないと回答している。内容は、 時給 850 円~1140 円、日給 1500 円~7490 円と幅があ リ、日数、時間では、年間 20 日、月 12 時間~100 時 間、月に 3000 円 (H25 現況報告書参照)と、区によ って金額、日数、時間ともにバラバラな状況であった。 調査から、満足している人の金額を平均すると、定員 3名以下の保育者で月80時間を超えると満足度が高ま る傾向にあった。市区町村による格差が生じないため にも、すべての市区町村で、必要な一定額、例えば月 80時間以上の補助者雇用に対する補助金が出ることを 望まれる。

・欠員の問題

調査の結果、欠員については、約3割の方が「欠員 あり」と回答していた。家庭的保育者の収入は、子ど も 1 人あたりの補助金額(あるいは運営費)が、子ど もの人数分支払われる仕組みなので、欠員が出るとそ の分、収入が減ってしまう。「H25 現況報告書」によ れば、受託率100%の区は、会に参加している18区の うちたった3区しかなく、受託率の低い区では受託率 35%という区もあった。欠員には2通りあり、年度初 めの4月入所時点で欠員がある場合と、年度途中の異 動で欠員が生じてしまう場合がある。欠員が出ないた めの対策をとる努力を行政に希望する。調査の結果、 4月入所申込手続きの方法に対して満足していない人 は、約7割であった。現状では、児童福祉法にあるよ うに、家庭的保育事業を、保育所での保育が行えない 場合の補完的役割として位置づけている区が多く、保 護者への説明でも、預かり先として、保育所と同等に 保育ママが紹介されなかったり、入所決定時期も保育 所より遅いといった区が、約6~7割あることが明ら かとなった。また、保育ママを第1希望に選択してい る人がいても、優先的に入所できない決まりがあり、 たとえ契約をしても、保育所の入所が決まれば、保育 所に入所してしまうといった声も多くあげられていた。 別の問題として、家庭的保育者は、区から紹介された 子どもを断ることができないといった区もあり、障が

いをもった子どもや、保護者が精神的な疾患を抱えて いるなど、特別な配慮の必要な場合、預かる側の家庭 的保育者の意見を尊重し、慎重に決定しなければなら ない。障がいの程度にもよるが、特別な配慮が必要な 子どもの場合、いまお預かりしている子どもの年齢や 性格との関係、家庭環境、保育者の経験値や力量、個 人事業主である保育者が個人宅で預かれる範疇なのか どうかの検討が必要である。行政も、子どもを預けた い保護者側の要求や権利にばかり重点を置くのではな く、子どもを預かる保育者側を守る視点も忘れてはな らない。また、家庭的保育者の約8割が、「年度途中に 子どもの異動がある」と回答しており、多くの保育者 が、その月、その年度によって収入が減ることを経験 し、収入が安定しないことへの不安を抱えていた。保 育園の入所決定が遅いことで、解約時期が、契約上は 1ヶ月前に申し出ることとなっていても、約3割が守 られておらず、中には、3日前に突然異動を言われた というケースもあった。

多く挙げられた要望では、「保育園の入所決定をもっと早くして欲しい」、「認可園を併願していても、1年間は異動させないでほしい。」、「年度途中の異動はないと契約書に明記してほしい。」、「欠員が出ないように、受託児を速やかに紹介するか、次が決まるまでの欠員分の補助をしてほしい」といった意見があげられていた。中には、今異動しないと保育園に入れなくなると思わせる言動をしている区があるとの訴えもあった。

欠員対策費に関しては、約9割が必要と答えており、 安定した運営を保障するためには、金額として平均10 万円以上を望んでいた。安定した収入が保障されなければ、労働者は安心して働けない。ましてや子どもの命を預かる家庭的保育者が、毎月の収入も安定せず、その運営自体を危ぶまれては、安定した質の高い保育を保障することはできなくなる。行政は、まず保育園入所時期の検討と、年度途中に異動がないよう制度を整えるなど、欠員が出ない努力をし、万が一、欠員が出た場合にも、収入を保障する体制を早急に整えてもらいたい。

・緊急一時預かりの問題点

調査の結果、「夜間・保育中に、突然の体調不良や忌 引きなど、緊急の事態」がおこったことがあるは約5 割であった。それに対し、緊急事態の体制が整ってい ないと回答も約5割という結果であった。緊急事態は、 いつ起こるかわからないものである。アンケートには、 こういった緊急事態に、まず大切な子どもたちや保護 者に、なるべく負担がかからないような、緊急対応、 体制を求めますといった、自分自身のことより、預か っている子どもや保護者を心配する声が多くあげられ ていた。なかには、行政が緊急に対応できないために、 体調不良であっても、「ひたすら我慢して保育を続け た」、「補助者や家族、友人にみてもらう、またはみて もらっている間、休みながら保育した」、「役所には対 応してもらえないので、保護者が直接担当窓口に申し 込まなければならなかった」など、対応の不十分さが 感じられる意見が多くあげられていた。さらに、保護 者に都合をつけてもらい、一時保育を他の施設にお願 いした場合、それにかかる費用は、家庭的保育者の負 担になると回答した人が約4割いるといった現状であ った。家庭的保育者が、常に、「病気になれない」、「家 族の病院にも付き添えない」、「緊急事態がおきても休 みが取れない」、といった、精神的負担を抱えながら保 育をしなければならない状況は、早急に改善するよう、 市町村には責任をもって体制づくりに取り組む必要が

・今後の課題

まず家庭的保育者の労働環境を守ることである。新制度以前のガイドラインは、保護者の権利は守られているが、家庭的保育者の労働環境は守られていない。家庭的保育者が、市町村に委託された個人事業主であるため、本来、労働者が守られている労働時間や休憩時間、それにかかる残業代、休日などといった基本的なことが守られずにいる。国は、家庭的保育を保育所の補間的役割として位置づけるのであれば、保育所で働く労働者と同等に、家庭的保育者の労働環境も保障し守るべきである。

2)保育ママへの精神的・身体的負担感に関する調査

1.方法

・調査対象

東京都家庭的保育者の会会員67名(回収率45.6%)

・実施時期および方法

調査時期は2015年9月。調査は無記名自由記述式調査票を用いて郵送にて配布し、回収は各自が所定の封筒を使用して郵送で返信した。

・調査項目

属性、新制度移行の有無、食事提供の有無、補助金額の増額の有無、新制度移行の賛否、給付額の満足度、職場環境・職務認識・ソーシャルサポート、生活習慣、精神的、身体的ストレス尺度、国や行政に向けての要望など

2.調査結果

·分析対象者

分析対象者の人数は 67 名(回収率 45.6%) 対象者の 平均年齢は 53.43±8.7歳、家庭的保育者経験平均年数 は 9.9 年±6.0 年であった。

・新制度への移行に関して

新制度に移行した区は、現在、会員 16 区のうち 6 区が移行している。移行した区では約 9 割が、現行の補助金額より移行後の給付額のほうが増額したと回答していた。増額金額は平均で 8 万 1400 円であり、最高額で 40 万円、最低額で 1 万 6000 円と格差がみられた。給付額への満足度に関しては、前回の調査で約 7 割の方が金額に「不満足」と回答であったが、今回の調査では約 3 割と大幅に減少していた。ただし「満足」「どちらともいえない」と回答も、それぞれ約 3 割であった。

新制度への移行に関する考えを尋ねたところ、新制度への移行に関して「移行したほうがよい」の回答は26.2%に留まり、約5割が「どちらともいえない」と回答していた。理由として、「自園調理への不安」や「事務作業が多く複雑になったこと」、「新制度後の体制が整っていない」などが数多く挙げられていた。これらの結果から、新制度への移行において、保育者側だけでなく行政側にも混乱が生じており、保育者の多くが、移行前後において体制への不安や負担を感じている実態がみえた。一方で、「一定の基準が保たれてよい」との前向きな意見も少数ではあるがみられ、制度が整備されていくにつれ、前向きな意見が、増えてくる可能性も感じられた。

・職場環境、職務認識、ソーシャルサポートについて 子どもや保護者への対応、仕事に対する頑張り度、 社会的価値のある仕事かどうかといった保育者自身の 職務認識に対する質問に関しては 9 割以上が肯定的な 回答をしていた。自助努力ではどうにもできない「仕事の将来性」に関しては約 4 割の方が否定的な回答で あった。待機児童問題解消後、家庭的保育がどのようになるのかといった、将来的な動向が見えにくく、また目に見える形での保障がないことが、本結果に反映されていると思われる。

「職場環境」に関しては、残業、休憩に関しては約8割、仕事量に対して約6割が否定的な回答であった。前回の調査でも明らかとなったように、「休憩時間や慶弔休暇が取りにくいこと」、「労働時間・拘束時間が長い」といったこと等が、新制度後も改善できていない結果である。今後も、引き続き、職場・労働環境の改善を求めていく必要がある。

「ソーシャルサポート」に関しては、「研修や勉強会への参加」、「落ち込んだ時に励ましてくれる人」、「仕事の負担が大きい時に手を貸してくれる人」の存在はあるものの、自分の働きに対して「評価し認めてもらえている」と感じている人が少ない傾向がみられた。家庭的保育の認知度は以前より高まってきてはいるものの、まだまだ保育所や幼稚園に比べて、認知度は低い現状にある。今後、さらに家庭的保育の質・量を高め、信用度と認知度を高めていく必要がある。

・生活習慣並びに身体的・精神的負担について

生活習慣に関しては、「1回の食事時間が短い」と回答した人が約6割、「運動をしていない人」が55%、「就寝時間が不規則」な人が約3割であった。家庭的保育の仕事が、これら生活習慣に影響しているかを尋ねたところ、「影響している」と回答した人が約6割であった。理由として、「食事をゆっくり食べられない」、「休憩が取れない」、「保育終了後疲れて座り込み夕飯を作る気力がなく遅くなる」等をあげていた。休憩時間がとれないことや労働時間が長いことは、昼食時間を短くし、運動する時間を奪い、就寝時間を不規則にする等、生活習慣の乱れに影響を及ぼしている。家庭的保育者が、自らの生活習慣を整える努力をすることは大切であるが、国や行政側も、家庭的保育者が過労で健康を損ねる前に、労働環境改善と健康管理対策をとることが必要である。

「身体的・精神的ストレス」に関しては、約3割の人が、「ひどく疲れる」ことを「よく」または「しばしば」経験しており、「ときどき」を入れると約9割が、ひどく疲れていると回答している。また「気がはりつめている」ことに関しては58%の人が「よく」または「しばしば」あると回答している。肩こりに関しては約8割の人が症状を訴えている。腰痛、肩こりに関しては保育の職業病であり、日ごろから運動やストレッチをする、抱き方や作業姿勢などに注意し、肩こり、腰痛予防育ることが必要である。他の職種と比較しても、保育職は感情労働であり、業務内容からも、身体的・精神的疲労度が高い職種であるため、自らの心身の健康を守ることを忘れてはならない。

・今後の課題

新制度により、家庭的保育者の労働環境は改善されたかのように見られているが、本調査の結果から、保育者の身体的・精神的負担は大きく、生活習慣の乱れがみられた。労働環境についても、公定価格での給付額が以前より増えていても、新制度への移行に関しては負担が増えたと感じる人が多く、満足と回答する人は少ない状況にある。これらから、まだまだ労働条件

の改善が必要な状況にあると言える。

大事なことは、家庭的保育者が、本来、労働者が守られるべき労働時間や休憩時間、休日などといった基本的な労働環境が守られ保障されなければならない。 子どもたちの健やかなる成長を守るためにも、安定した保育環境と、安心して働ける環境を作ることが重要である。

北欧幼児教育視察 報告レポート

2016年2月21日(日)~2月28日(日)8日間 訪問地:フィンランド:ロホヤ(市立 MOISIO 保育園、 私立 TENVALAAKSO 保育園、母子相談室ネウボラ) スウェーデン:ストックホルム・リデンギョ市(ムッレ教室、リデンギョ市の家庭的保育、Torsvik Foreskola 保育園)

研修先の概要

[フィンランドの幼児教育・保育]

フィンランドの保育所は、保育サービスと幼児教育 サービスの二重の役割を担っており、幼児教諭と保育 士とが連携して学齢期の子どもたちのケアと幼児教育 を行っている。

フィンランドの幼児教諭は、大学院修士レベル相当 の教育学部幼児教育専門課程を修了した専門家である。 保育所サービスは、「子育てと仕事の両立をはかる保 護者への支援」に力をいれている。

就学前の段階から、子どもたちが自分の意思を表明することを大切にしており、子どもたちはどんな意見を言うのも自由で、必ず理由が求められる。主体的な気づきを促していくフィンランドの保育は、保育者の教育的視点によって支えられている。

[スウェーデンの幼児教育・保育]

「福祉は 必要な人 に与えられるべきものだが、 教育は すべての人 に与えられるべきもの」という 普遍主義の観点に立ち、スウェーデンの保育制度は教 育制度へと移行している。

日本の保育園にあたる施設は、フォーシュコーラ(就学前学校)と呼ばれ、家庭に近い生活空間と柔軟なスケジュールの中で、子どもの自立を尊重しながら生涯教育の土台としての保育・教育が行われる。

「自己決定」「自己責任」を重視する保育を行い、保育者は子どもたちに指示を出すのではなく、自分で考えて意見を言う機会を与え、自分たちで問題を解決する力をつけさせる。

リデンギョ市には現在 28 人の保育ママさんがいる。新しくママさんになる若い人は、近年いないとのことであった。保育ママのご家庭で、保育者一人に対し6人まで預かれ、兄弟が優先であり、自分の子どもは2人まで預かれるとのことである。見学したママさんも、以前は、自分の子どもを二人育てながら、他の子どもを預かっていたとのことで、自分の子どもにも補助金はおりる。

日本と同じように、ママさんたちは個人事業主であり、運営責任はママさん自身にあるとのこと。補助金は一人当たり予算で支払われるが、その中から遊具や食事、設備費、光熱費など、保育にかかるすべての経費を支払うため、4人以上の子どもを預からないと運営ができないとのことであった。

昼食は、市の衛生局の指導のもと、自宅でママさんが作る。広報は市の HP に、保育ママさんのリストや情報が載せてあるので、そちらを見て、保護者が希望する。日本と同様、欠員もある。

家庭的保育を選択する親は、「少人数の保育が良いと

思っている」、「大きな集団では感染症にかかりやすいことを心配している」、または、「感染症にかかりやすい子どもで、保健センターから、子どもの育ちを見て小規模の保育が良いと言われる」、など、保護者の考え方だけでなく、特別なニーズを抱えている場合が多いとのことであった。

家庭的保育の問題点として、「病気になったときに交代ができるか」、「自分の子どもも一緒に保育する場合の中立性は保てるのか」を例としてあげていたが、見学に行ったママさんは、ママさん同士で「5人のチーム」を作り、体調が悪いときには、チームのメンバーの家庭で預かってもらえる仕組みを作っているとのことである。そのためにも、日常的な保育から、「1週間の保育プログラムを一緒に作り、同じことをやる」、「一緒に二人ずつのチームを作り、「unch を交代で他のマさんのおうちで食べるようにしている」、「一緒にマスケートをしたり公園に行ったりなど、活動を共にする」などの工夫をして、お互いが助け合って運営をしているとのことであった。このシステムにすれば、小規模保育の良さと集団での保育の良さを、両方、体験できるとお話しされていた。

日本でも、個別でお互いが協力しあっているママさんもいるが、先行調査では、一人で苦労されている方が多かったので、日本の家庭的保育者の労働環境改善策の一つとなる取組みである。

5 . 主な発表論文等

[学会発表](計3件)

「東京都における家庭的保育事業に関する地域間格差の現状分析とその要因」日本乳幼児教育学会第 23 回 (千葉)

「家庭的保育者からみた支援体制の実態について」 日本保育学会 第67回大会(大阪)

「家庭的保育者の身体的・精神的負担感の検討」日本保育学会 第69回大会(東京)

[図書](計1件)

「すぐ役立つ子育て支援・家庭支援」北樹出版 2018 年8月刊行

6. 研究組織

(1)研究代表者

細井 香(HOSOI KAORI)

東京家政大学・子ども学部・准教授

研究者番号:90383405